

# 東京海洋大学大学院学則

		平成16年4月1日	
		海洋大規第 101号	
改正	平成17年12月22日	海洋大規第 325号	
改正	平成18年 9月27日	海洋大規第 366号	
改正	平成19年 3月26日	海洋大規第 373号	
改正	平成19年 5月15日	海洋大規第 381号	
改正	平成19年12月26日	海洋大規第 396号	
改正	平成20年 3月24日	海洋大規第 404号	
改正	平成21年 3月27日	海洋大規第 26号	
改正	平成22年 4月 1日	海洋大規第 63号	
改正	平成22年10月 8日	海洋大規第 73号	
改正	平成23年 3月29日	海洋大規第 22号	
改正	平成24年 2月 3日	海洋大規第 2号	
改正	平成24年 5月10日	海洋大規第 112号	
改正	平成25年 3月29日	海洋大規第 32号	
改正	平成27年12月14日	海洋大規第 110号	
改正	平成28年 3月17日	海洋大規第 168号	
改正	平成28年 9月30日	海洋大規第 186号	
改正	平成28年12月16日	海洋大規第 197号	
改正	令和元年12月17日	海洋大規第 201号	
改正	令和 3年 3月17日	海洋大規第 72号	
改正	令和 4年10月 7日	海洋大規第 63号	
改正	令和 6年 2月 8日	海洋大規第 5号	

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 東京海洋大学大学院（以下「大学院」という。）は、海洋に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

## 第2章 組織

### (研究科)

第2条 大学院に、海洋科学技術研究科（以下「研究科」という。）を置く。

### (課程)

第3条 大学院の課程は博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

- 2 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻)

第4条 研究科に、次の専攻を置く。

博士前期課程

海洋生命資源科学専攻  
食機能保全科学専攻  
海洋資源環境学専攻  
海洋管理政策学専攻  
海洋システム工学専攻  
海運ロジスティクス専攻  
食品流通安全管理専攻

博士後期課程

応用生命科学専攻  
応用環境システム学専攻

2 前項の各専攻の教育研究上の目的については、別に定める。

(専攻分野等)

第5条 前条の各専攻に、専攻分野を置く。

- 2 専攻分野に関する事項は、別に定める。
- 3 前条の各専攻に、寄附講座を置くことができる。
- 4 寄附講座に関する事項は、別に定める。

(収容定員等)

第6条 第4条の各専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻名	入学定員	収容定員
博士前期課程	海洋生命資源科学専攻	50人	100人
	食機能保全科学専攻	32	64
	海洋資源環境学専攻	65	130
	海洋管理政策学専攻	22	44
	海洋システム工学専攻	19	38
	海運ロジスティクス専攻	32	64
	食品流通安全管理専攻	8	16
	小計	228	456
博士後期課程	応用生命科学専攻	19	57
	応用環境システム学専攻	21	63
	小計	40	120
	合計	268	576

### 第3章 運営組織

(運営組織)

第7条 削除

(大学院担当教員)

第7条の2 大学院の教育は、教授、准教授、講師又は助教のうち、大学院を担当する資格を有する者が行う。

(教授会)

第8条 東京海洋大学学則(以下「大学学則」という。)第16条に基づき研究科に置かれる教授会に関する事項は、別に定める。

#### 第4章 修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第9条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(長期履修)

第9条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを願い出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修が認められた学生の標準修業年限は、前条の規定にかかわらず、当該長期履修が認められた期間に応じ、学長が別に定める。

(在学年限)

第10条 学生は、第9条に規定する標準修業年限のそれぞれ2倍を超えて在学することができない。ただし、前条に規定する長期履修が認められた者の在学年限については、学長が別に定める。

#### 第5章 入学、再入学、転入学及び転専攻

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(博士前期課程の入学資格)

第12条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、

当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における15年の課程を修了し、若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

十 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

(博士後期課程の入学資格)

第13条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下この条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

(入学の出願)

第14条 入学志願者は、入学願書その他必要な書類に検定料を添えて、所定の期日まで

に願い出なければならない。ただし、第38条の規定に基づき準用する大学学則第57条の2に定める検定料の免除を申請する者は、検定料の納付に代えて当該申請手続きを行わなければならない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び許可)

第16条 前条の合格者は、所定の期日までに入学料を納付し、誓書その他必要な書類を提出しなければならない。ただし、第38条の規定に基づき準用する大学学則第58条に定める入学料の免除又は徴収猶予を申請する者は、入学料の納付に代えて当該申請手続きを行わなければならない。

2 前項の入学手続きを行ったものに対して、学長は入学を許可する。

(再入学)

第17条 第38条の規定に基づき準用する大学学則第52条の規定に基づき退学した者及び同学則第54条第4号の規定に基づき除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第18条 他の大学院に1年以上在学している者が、大学院に転入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転専攻)

第18条の2 学生が、他の専攻へ転専攻を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。

2 転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 教育課程、履修方法及び単位の認定等

(授業及び研究指導)

第19条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 大学院は、前項の教育内容及びその方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(教育方法の特例)

第20条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(連携大学院)

第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、他の研究所等の研究者を大学院の教員に委嘱する等の方法により、当該研究所等において授業又は研究指導を行うことができる。

(指導教員)

第22条 研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

- 2 指導教員は、研究科の教育を担当する教授、准教授、専任講師又は助教をもって充てる。
- 3 指導教員に関し必要な事項は、別に定める。

(研究指導の方法等)

第23条 大学院における研究指導の方法並びに授業科目及びその履修方法等については、研究科の履修規則の定めるところによる。

(海洋AI・データサイエンス学位プログラム)

第23条の2 研究科に、履修上の区分として、博士前期課程、博士後期課程を通じて一貫した体系的な教育課程及び組織的な指導体制により専攻を越えて編成する、海洋AI・データサイエンス学位プログラムを置く。

- 2 前項の学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程にあつては15単位を、博士後期課程にあつては2単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、博士前期課程及び博士後期課程を通算する場合については、15単位を超えないものとする。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院の定めるところにより他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 教育上有益と認めるときは、博士前期課程の学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の博士前期課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学、再入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第24条第1項により本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(教員免許状)

第27条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 博士前期課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表

に掲げるとおりとする。

専攻	免許状の種類	教科
海洋生命資源科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科, 水産
	中学校教諭専修免許状	理科
食機能保全科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科, 水産
	中学校教諭専修免許状	理科
海洋資源環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科, 水産
	中学校教諭専修免許状	理科
海洋管理政策学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
	中学校教諭専修免許状	理科
海洋システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	商船, 工業
海運ロジスティクス専攻	高等学校教諭専修免許状	商船, 工業
食品流通安全管理専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
	中学校教諭専修免許状	理科

3 教員の免許状授与の所要資格を取得するための授業科目及び履修方法については、別に定める。

## 第7章 課程の修了及び学位の授与

### 第28条 削除

(博士前期課程の修了要件)

第29条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあつては、学長が別に定める標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者（第9条の2に規定する長期履修を認められた学生を除く。）については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士論文研究基礎力審査)

第29条の2 前条の規定にかかわらず、第23条の2に規定する学位プログラムの博士前期課程の修了要件は、研究科の定めるところにより、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- 一 専攻する分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期課程において修得すべきものについての審査

(在学期間の短縮)

第29条の3 第26条第1項の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位（学校

教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 在学期間の短縮に関し必要な事項は、別に定める。

(博士後期課程の修了要件)

第30条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあつては、学長が別に定める標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生を除く。)については、博士前期課程に2年以上在学し当該課程を修了した者にあつては博士後期課程に1年以上、前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修了した者にあつては当該博士前期課程の在学期間を含めて大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあつては、学長が別に定める標準修業年限)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者(第9条の2に規定する長期履修を認められた学生を除く。)については、当該課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第31条 博士前期課程又は博士後期課程の修了の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

(学位の授与)

第32条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められた者には、博士の学位を授与することができる。

4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第33条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において1又は複数の授業科目を履修して単位を修得しようとする者に対し、学生の学修に妨げのない場合に限り、選考



の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第34条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院の授業科目の履修を志願する者がいるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第35条 本学大学院において、特定の専門事項について研究を志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第36条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院において研究指導を受けようとする者がいるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第37条 外国人で大学院において教育を受け又は研究をする目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 雑則

(大学学則の準用)

第38条 学年、学期及び休業日に関すること、休学、復学、留学、退学及び除籍に関すること、賞罰に関すること並びに入学料、検定料及び授業料等に関することについては、大学学則第17条から第19条まで及び第48条から第65条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる大学学則の規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる大学学則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条第2項	3年	博士前期課程にあっては2年、 博士後期課程にあっては3年

第49条第3項	第20条の修業年限	大学院学則第9条に規定する標準修業年限（第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあっては、学長が別に定める標準修業年限）
	第21条の在学年限	大学院学則第10条に規定する在学年限（第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあっては、学長が別に定める在学年限）
第51条第1項	外国の大学又は短期大学	外国の大学院
第51条第2項	第20条に定める修業年限	大学院学則第9条に規定する標準修業年限（第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあっては、学長が別に定める標準修業年限）
第53条	他の大学	他の大学院
第54条第1号	第21条に規定する在学年限	大学院学則第10条に規定する在学年限（第9条の2に規定する長期履修を認められた学生にあっては、学長が別に定める在学年限）
第58条第1項	特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者又は別に定める事由に該当する者	特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者
第62条第1項	卒業する	修了する

## 附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、東京商船大学及び東京水産大学において、当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成15年9月30日において東京商船大学及び東京水産大学に在学する者（以下「在学者」という。）が在学しなくなるまでの間、東京海洋大学に東京商船大学大学院商船学研究科及び東京水産大学大学院水産学研究科の各専攻の教育課程を置くものとする。

東京商船大学大学院商船学研究科

前期2年の課程 商船システム工学専攻、流通情報工学専攻、  
交通電子機械工学専攻

後期3年の課程 交通システム工学専攻、海洋情報システム工学専攻  
東京水産大学大学院水産学研究科

前期2年の課程 海洋環境学専攻、海洋生産学専攻、資源育成学専攻、

資源管理学専攻，食品生産学専攻  
後期3年の課程 海洋環境学専攻，海洋生産学専攻，資源育成学専攻，  
資源管理学専攻，食品生産学専攻

- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第15条の規定に基づき，東京海洋大学に平成16年3月31日に在学する者の教育課程その他すべての事項については，国立大学法人東京海洋大学の成立の時に於いて，国立大学法人東京海洋大学が設置する東京海洋大学が，引き継ぐものとする。

附 則（平成17年海洋大規第325号）

この学則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年海洋大規第366号）

この学則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年海洋大規第373号）

この学則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年海洋大規第381号）

この学則は，平成19年5月15日から施行し，平成19年4月7日から適用する。

附 則（平成19年海洋大規第396号）

この学則は，平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年海洋大規第404号）

- 1 この学則は，平成20年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第6条に定める収容定員は，同条の規定にかかわらず，平成20年度及び平成21年度は次の表のとおりとする。

課 程	専 攻 名	平成20年度	平成21年度
博士前期 課 程	海洋生命科学専攻	98人	94人
	食機能保全科学専攻	40	40
	海洋環境保全学専攻	88	84
	海洋管理政策学専攻	18	36
	海洋システム工学専攻	52	52
	海運ロジスティクス専攻	58	58
	食品流通安全管理専攻	16	16
	小 計	370	380
博士後期 課 程	応用生命科学専攻	61	59
	応用環境システム学専攻	59	61
	小 計	120	120
	合 計	490	500

附 則（平成21年海洋大規第26号）

この学則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年海洋大規第63号）

この学則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年海洋大規第73号）

この学則は，平成22年10月8日から施行する。

附 則（平成23年海洋大規第22号）

- 1 この学則は，平成23年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第6条に定める収容定員は，同条の規定にかかわらず，平成23年度は次の表のとおりとする。

課 程	専 攻 名	収容定員
-----	-------	------

博士前期 課 程	海洋生命科学専攻	94人
	食機能保全科学専攻	50
	海洋環境保全学専攻	92
	海洋管理政策学専攻	36
	海洋システム工学専攻	52
	海運ロジスティクス専攻	58
	食品流通安全管理専攻	16
	小 計	398
博士後期 課 程	応用生命科学専攻	57
	応用環境システム学専攻	63
	小 計	120
	合 計	518

附 則（平成24年海洋大規第2号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年海洋大規第112号）

この学則は、平成24年5月10日から施行する。

附 則（平成25年海洋大規第32号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年海洋大規第110号）

この学則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成28年海洋大規第168号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年海洋大規第186号）

この学則は、平成28年9月30日から施行する。

附 則（平成28年海洋大規第197号）

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年度の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

課 程	専 攻 名	収容定員
博士前期 課 程	海洋生命科学専攻	47人
	海洋生命資源科学専攻	50
	食機能保全科学専攻	62
	海洋環境保全学専攻	50
	海洋資源環境学専攻	65
	海洋管理政策学専攻	40
	海洋システム工学専攻	45
	海運ロジスティクス専攻	61
	食品流通安全管理専攻	16
		小 計
博士後期 課 程	応用生命科学専攻	57
	応用環境システム学専攻	63
	小 計	120
	合 計	556

- 3 海洋生命科学専攻及び海洋環境保全学専攻は、平成29年3月31日に在学する学生及びこの学則の施行後に再入学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、改正後の大学院学則第27条の規定については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年海洋大規第201号）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年海洋大規第72号）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年海洋大規第63号）

この学則は、令和4年10月7日から施行する。

**附 則**（令和6年海洋大規第5号）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。